

天台外典利用をめぐる考察

—天台注釋書に引用された『博物志』のある一條より—

佐 藤 禮 子

はじめに

佛典の注釋書には、引用された外典が多く存する。その中に、つとに原本の散佚したもののが多數含まれていることは、周知の事實であろう。これらの中の佚文の蒐集作業は、中國では主として明末から廣く行われ、また日本においても、本邦殘存資料を用いたその業績は、例えば京都大學人文科學研究所編『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』（一九六八）等の中に見ることができる。

このような蒐集作業を行う過程で、また佚文ではなくとも佛典中に見える引用外典を調べていく過程で、必ず生じる疑問は、その引用文が佛典中においてどのような役割を果たすべく用いられているのか、という點ではないだろうか。拙稿は、そのなかでも『隋書』經籍志の子部雜家に「十卷、張華撰」と錄される『博物志』の引用條に焦点をあて検討するものである。扱う佛典を天台の主要文献としたのは、内外兼修を旨とし、廣く外典にも通ぜよとした天台の學問のあり方を反映して、その文献中には多くの外典引用が見られるからである。

論者の主眼は次の二點にある。一つは、この天台注釋書の中に引用された『博物志』のある一條、それは中國古來の事物の創始者を說いたものだが、その一條についての日本の注釋者の論證——彼らが實際には目睹していないと思われる『博物志』の缺損部の存在を推測したこと——が、確かに『博物志』の佚文に符合するという事實を指摘することである。もう一つは、その一條が本来あつたはずの姿から、佛教優位の價值觀に組み込まれていく過程を示すことがある。

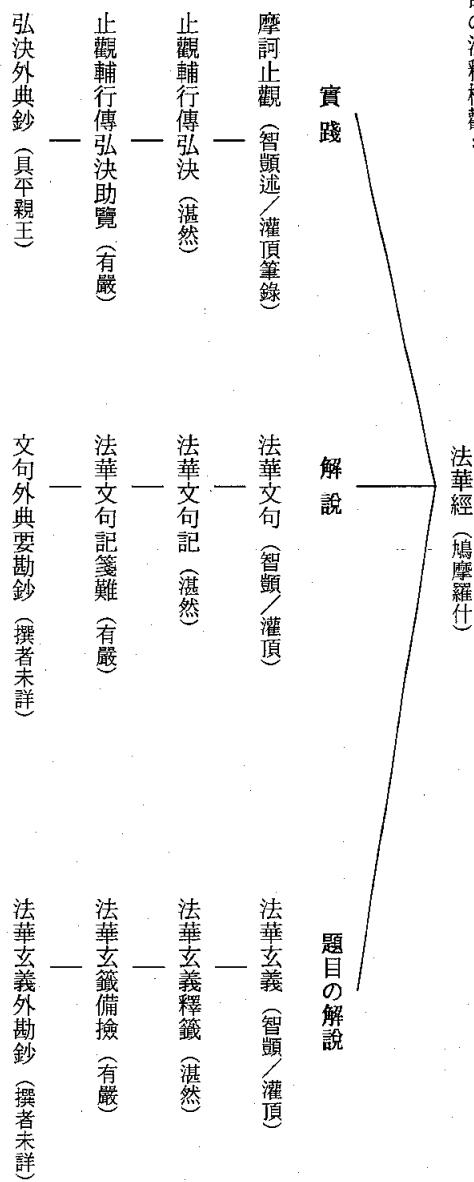
一、天台三大部と注釋書について

まずは、天台の主要經典と主な注釋書について概観する。

一一・注の態度、外典引用の仕方

左の圖は、法華經を根本經典とする天台宗の、三大部と呼ばれる書物とその注釋書群を、本稿で用いるものを取りあげて、分かりやすく圖式化したものである。天台三大部とは、天台大師智顥口述、弟子の灌頂筆錄になる『摩訶止觀』、『妙法蓮華經文句』（略稱『法華文句』）、『妙法蓮華經玄義』（略稱『法華玄義』）の三書をいう。それぞれに、唐代およそ玄宗～德宗期の人物である、天台第六祖妙樂大師湛然^(たんねん)の手による注釋書が存在する。また宋代には、釋有嚴らが注を加えた。そして我が國においては、湛然の注釋書に引用される外典をまとめた外典鈔が編まれたのであつた。

三大部の注釋概観



右圖にみえる『弘決外典鈔』という書物は、江戸寶永六年（一七〇九）の多武峰壽命教院の沙門光榮が記した刊本序に述べられるが如く、平安中期、天暦の治を行つた村上天皇の第七皇子である具平親王（康保元～寛弘六、九六四～一〇〇九）が撰した書であるが、その製作の動機と内容とは、具平親王の正暦二年（九九一）二月廿九日付けの自序に以下のように記される。

去年、ある天台僧が尋ねきて語るには、「天台の法文には外典の引用が多いですが、なかでも（唐湛然の）『止觀輔行傳弘決』十卷は、外典の引用が繁瑣です。末學の者は必ずしも内典と外典とをすべて兼ね修めることはしまいし、まして轉寫を繰り返すうちに誤脱も増え、讀んでいる箇所の意味が分かりにくくなっています。どうか『止觀輔行傳弘決』を（内外の書物と）校勘し、疑滞の部分を決していただきたい」と。私は不才ゆえに再三辭したけれども、度々の請願を黙つて捨て置くこともできず、今ここに外典の文を寄せ集めて、『止觀輔行傳弘決』の本文を引いてこれに注する形とした。疑いの晴れないものは論じないこととし、撰して四巻、『弘決外典鈔』と名づけた。（後略）³⁾

具平親王にこのように指摘された、湛然の『止觀輔行傳弘決』の注とはいがなるものであつたのか、以下に實例を示そう。

『止觀輔行傳弘決』卷四の四 大正藏卷四六 二七四

「羸墮」等は、羸、余乳の切。郭注『爾雅』に云く、「勞苦して墮ること多きを羸と曰ふ。亦た懶るなり」と。如し人懶れば、故より自ら勵む能はざることと、瓜瓠の穴に在るが如し。故に字穴の下に兩瓜あるに從ふ。又た（『爾雅』釋詁に）云く、「懶の恒に在るを羸と曰ふ」と。『博物誌』に云く、「皇甫謐、青牛の士に問ふに、養生法を説きて云へらく、「人常に勞せんと欲すれば、食常に少なきを欲す。勞極を過ぐること無くんば、少しも虛に至らず。肥膩を去り、酸酸を節せよ」と。俗なる養生法すら尚ほ自らをして勞せしむ。豈に道に志す者、過食し懈怠せんや。唯だに利を失ふのみに非ず、亦た乃ち病を増し生を損ふ。³⁾

これは『摩訶止觀』卷四第四節に引用される『尼捷經』の「羸惰」という一字に對する湛然の注である。「羸」の字に、『爾雅』釋詁の郭注を引いて、文字の成り立ちも述べる。さらに『尼捷經』の文の意味を補足敷衍する形で『博物誌』を引用し、世俗の養生法すらこのように攝生を旨とするのだと述べて、最後に、佛道を志す者の怠惰や暴食を強く戒める自らの言葉を記すのである。

湛然の注は、このように、一つの單語や文に、内外の書物から懇切丁寧な説明を施すのを例とする。天台の注釋書は、湛然の三書から時代の降つた宋代のもの、あるいは我が國において記された外典鈔などにおいても、これと同様に、引用の多い、非常に詳細な注釋態度をとつており、その緻密な學問のあり方の一端をうかがうことができる。

さらに、湛然より後の時代の重要な書として、宋の釋有嚴の手になる三書（上掲）があり、おなじく宋の釋從義には『三大部補注』という書がある（正續藏二八、二九、五五卷に所收）。これら宋代の注ははいざれも湛然の注を補足し、語義や教義をより詳しく説明すべく編まれたものである」と、それぞれの序や本文に見える通りである。

また、我が國においては、天台三大部やその注に見られる外典を抜き出して、その典據を求めた外典鈔という書物が存在する（上掲）。これらは完全な形では傳わらないものの、刊本や寫本の形であったものが、近年（平成元年）活字化されて、天台宗典編纂所刊行の『續天台宗全書』に收められた。その内の具平親王『弘決外典鈔』だけは、つとに徳富蘇峰によって影印本の存在が廣く知られている。⁽⁶⁾ ただ、それ以外の『文句外典要勘鈔』『法華玄義外勘鈔』の二書もまた、撰者不明であるとはいえ、多くの外典を引用していく、史料價値の高いものであることは疑いを容れない。今回主として使用した『法華玄義外勘鈔』は、『續天台宗全書』の解題によれば、元の熊忠『古今韻會舉要』が引用書物の最下限年代である」とから、その撰者を「漢籍に通じた日本天台の僧」、「およそ玄惠（？～一二五〇）あたりかと検討した」とあり、そうであるならば、これは鎌倉後期の資料ということになる。

一一一・引用外典の種類

上述の（）とく、天台の注釋書には多數の外典の引用が見られるが、具體的にどのような外典が引用されているのだろうか。具平親王『弘決外典鈔』には、外典は全部で六〇八條が記載されるが、これは上述の自序に「其未決者而不論」と断り書きがある通り、湛然の引用した外典のすべてではなく、あくまで具平親王の知り得た範囲のものである。以下の表は『弘決外典鈔』所引外典の出現數を示している。⁽⁷⁾

經

爾雅	論語	經典釋文	孝經	春秋	樂	禮	詩	書	易
81	26	4	6	5	0	49	17	12	16

史

春秋	樂	禮	詩	書	易
6	11	2	4	33	56

子

五行	醫方	小說	雜道	儒
13	123	1	13	81

集

總集	楚辭
1	2

※ 隋志の四部分類に倣う。釋氏（新唐志。隋志には佛教關係書の分類は無い）に相當する書は十條ある。
 ※ 「曹憲云」など嘗該書が確定できない書は含めない。

『止觀輔行傳弘決』に見える外典のすべてを指摘するには、膨大な時間と作業量を要するため、いま便宜的に『弘決外典鈔』によって表を作成した。『弘決外典鈔』という書は、止觀の實踐修養を説いた『摩訶止觀』の注釋書『止觀輔行傳弘決』に見える外典を抜き出して、注を加えた書であるため、養生法などの醫方に關する書物の引用が格段に多く、これが最大の特徴であると言える。また佚書も含まれ、これらは楊守敬『日本訪書

志』や尾崎康氏が着目しており、すでに指摘もなされている。ただこの醫方書を除いてみても、比較的經書の引用も多く、史書や諸子の引用も多々見られる點からは、湛然が満遍無く外典に通じていた事實が知られるであろう。

具平親王がこれだけの量の外典を引用して説明しなければならなかつたのは、注釋者である湛然という人物が儒者の家系に育つたことに起因する。彼の傳の初出は『宋高僧傳』であるが、そこには次のように言つう。

釋湛然、俗姓は戚氏である。代々晉陵の荆溪に居住していた。今の常州（現江蘇省常州市）の人である。……家は儒墨の教えに根ざしているが、彼ひとりは超俗の志があり、あげまきの幼少時より一般の子供とははるかに異なつていた。⁽⁸⁾

さらにつづけて、その饒舌な注釋態度について次のようにいう。

文字に即して眞理を悟り、語られたこと、語られていないことの兩方を導き出して源へと返した。その祖述し傳えた章句は、およそ十數萬言に及んだ。⁽⁹⁾

唐代天台中興の祖といわれ、三大部の最も正統たる注釋書を著した人物が、多くの外典を用いて饒舌に敷衍し説明したことは、以降の天台修道者、少なくとも湛然の注を正しく把握せんとした者にとっては、かなり決定的な作用を與えたと考えられる。宋の從義『三大部補注』や有嚴の三書は、いざれも湛然が説明しなかつた部分を、さらに新たに多くの内外の典籍を引用して、あるいは補足し、あるいは湛然注の誤りを指摘しており、その注し方や説明の姿勢は、湛然のそれと似通う。

二・引用外典『博物志』の佚文について

『博物志』という書物は、『隋書』經籍志では子部雜家類に分類される。『隋書』經籍志では、怪異や瑞祥を記した書は主として史部雜傳類に收められ、佛教系統のそれや、この世の常ならぬことを記す部分を含みつつも規模の廣範な『博物志』『金樓子』などの書は、子部雜家類に收められて

いる。阮孝緒『七錄』においては一様に鬼神部に收められたであろうこれらの書物を研究する場合に、⁽¹⁾ 佛教文獻は時に新しい情報を提供してくれることがある。

一一一・『博物志』の佚文

湛然『法華玄義釋籤』は、智顗述『法華玄義』の注釋書である。その『法華玄義釋籤』卷十五（九二六b）には、現行の『博物志』には存しない、佚文と目される條が引用されている。それは中國古來の事物の創始者を説くものである。智顗の『法華玄義』本文は三章に後述するが、そもそもそこには網、車、舟、文字の四つの事物の創始について描かれている（十五頁）。

以下に示すのは、湛然『法華玄義釋籤』の該當箇所である。なお雙行注は湛然自身の注で、譯では（）内に示した。

湛然『法華玄義釋籤』卷十五 大正藏卷三三 九二六b

醫中云、蜘蛛引絲、倣之結網。博物誌云、伏羲造八卦、神農造五穀、貨狄造舟_{黃帝}、維父造白杵_{黃帝}、蚩尤造兵_{火帝}、黃帝造冠冕、容成造曆_{黃帝}、岐伯造醫_{黃帝}、正首造數_{黃帝}、臯陶造獄_{舜時}、稽仲造車、伯益造井、蒙恬造筆、蔡倫造紙。_{未見諸經人、準例可悉。古人所造皆法理而立。}

比喩中にいう「蜘蛛が絲を吐ぐのを眞似て網を結んだ」というのは、『博物誌』に「伏羲は八卦を造り、神農は五穀を造り、貨狄は舟を造り（黃帝の臣）、維父は白杵を造り（黃帝の臣）、蚩尤は兵を造り（火帝の臣）、黃帝は冠冕を造り、容成は曆を造り（黃帝の臣）、岐伯は醫を造り（黃帝の臣）、正首は數を造り（黃帝の臣）、臯陶は獄を造り（舜の臣）、稽仲は車を造り、伯益は井を造り、蒙恬は筆を造り、蔡倫は紙を造った」とある（※譯者補）この博物志の例のごとく網を作った創始者もいるはずだから（網を作った人についての記述は見えないが、先例に準じて明らかにできるのだろう。古の人の造り上げたものは、すべて道理にのつとつで打ちたてられている。）

この『博物志』の佚文と目される條に對して、歴代の天台注釋者たちは、さらに詳細な注を施した。宋の從義の『三大部補注』には、一人一人の創始者の傳や典故が記載され、⁽²⁾ 日本の撰者不明『法華玄義外勘鈔』では、尚書や說文、帝王世紀などの諸書をふんだんに引用して、『補注』以上の懇切丁寧な説明が加えられている。『博物志』に列舉された黃帝の臣については、次のような異説と解釋とが示されている。

撰者不明『法華玄義外勘鈔』卷七（『續天台宗全書』顯教3 一八五頁）

伏羲網罟、見蜘蛛引絲而作。奚仲車輅、因飛蓬運轉而起。貨狄舟航、以浮槎汎流模之。蒼頡文字、臨鳥迹文而寫之。此一句雖釋筆無文之所合、已云黃帝佐官七人、容成曆、隸首數、嵇仲車、皆其七人之一列也。鬼曳區占候、大橈甲子、伶倫音律、蒼頡文字、雖不載之、玄文所志。寫鳥迹其必在蒼頡乎。於籤文中殆非無文有義之旨耶。後學莫嘲。

伏羲の網は、蜘蛛が絲を吐くのを見たことで作られた。奚仲の車は、蓬が風に轉がつてゆくのを見たことに起因する。貨狄の舟は、筏がただよい流れのを模したものだ。蒼頡の文字は、鳥の足跡の文様を見て書き寫したのである。（この「蒼頡の」一句は、「湛然の」『法華玄義釋籤』の文に符合する箇所はないけれども、すでに「例にのつとつて審らかにできる」と湛然が言っているので、〔智顕の〕『法華玄義』の句からこれを解出した。）

黃帝の補佐官は七人いて、容成の曆、隸首の數、嵇仲の車といふのは、その七人の内に列せられる。「殘りの四人であるはずの」鬼曳區の占候、大橈の甲子、伶倫の音律、蒼頡の文字については、これを記載していないけれども、「智顕の」『法華玄義』の文が述べんとしたことであつた。〔『法華玄義』に〕「鳥の足跡を寫した」というのは、蒼頡のことには決まつているではないか。『釋籤』の文には「蒼頡の典故が見えないが」、おそらく、文は無いが意味するものは有る、という趣旨ではないだろうか。後學たちは「湛然の注し忘れであると嘲つてはならない」とだけに、目を向けている。

「」のように『外勘鈔』の撰者は、黃帝の佐官七名が、容成・隸首・嵇仲・鬼曳區・大橈・伶倫・蒼頡であると考えている。『法華玄義釋籤』所引の『博物志』に見える黃帝の臣下は、湛然の理解によれば容成・隸首（正首）・貨狄・維父・岐伯の五人なのだが、その異同には全く注目していない。自ら舉げた七名に確固たる自信があつたのである。⁽²⁾それゆえ、蒼頡の造字の典故が湛然の注に記されないことと、黃帝の佐官を示すには、蒼頡のほかにもう一名足りない」とだけに、目を向けている。

智顕『法華玄義』には物の創始者として四名が（網、車、舟、文字の創始者）、湛然『法華玄義釋籤』（に引く『博物志』）には五名が描かれているけれども、實際には、智顕は黃帝の佐官七人を念頭に置いていたに違いない、というのが『法華玄義外勘鈔』編者の主張である。さうに、湛然が引用した『博物志』の文中に、佐官のうちの一人である蒼頡が登場していないとしても、それは「無文有義」、つまり言わずとも分かるほどに周

知の事實であるからこそ書かなかつたのであって、後の注釋者である『法華玄義備檢』を著した宋の釋有嚴が、一々蒼頡の典故を引っ張つてきて、湛然の遺漏を補わんとしたことこそ蛇足だ、と断言したのであつた。

この『外勘鈔』の指摘自體は、本来の『博物志』に、蒼頡の文字創造の故事が存在した可能性を直接に示唆するものではない。けれども、黄帝の佐官は七人という數が當然であるという認識がありますあり、その上で、湛然の引用した『博物志』の文ではそれを示すのに數が不足していく、しかも佐官たるべき人物が揃っていないという指摘は、よく分かるものである。

ただし、おそらく智顗『法華玄義』、湛然『法華玄義釋籤』の二書はともに、列舉した事物の創始者が、黄帝の佐官であるか、あるいは佐官として七名を擧げる必要があるか否かといった問題意識を持たなかつたと思われる。單に『法華玄義』が物事の創始者を例示し、それに湛然が『博物志』によつて補足を加えようとしたに過ぎないのであろう。

一一一・『博物志』缺損部の符合

上述のように、『法華玄義外勘鈔』の本文からは、湛然の『法華玄義釋籤』に引用された『博物志』には載せられていない、事物の創始者の存在が浮かび上がつてきた。それは黄帝の佐官である「鬼曳區、大橈、伶倫、蒼頡」の四名である。

ところで、現行の『博物志』といふ書物は、『四庫提要』に「現行のテキストは宋人が見たテキストでもない。あるいは、原書が散佚したあと、好事家が諸書に引用される『博物志』を拾つてまとめ、しかもほかの小説からも無秩序に採録して、それに付け足したのではないか」とある通り、輯佚書であつて、原書の姿とはかけ離れたものだといわれている。しかも現在まで、佛教典籍に引用されたものがあるということは、ほとんど知られてこなかつた。范寧氏の校證本にも、佛典からの注は極めて少ない。⁽¹⁾

湛然の『法華玄義釋籤』が引用したこの條は、そもそも現行の『博物志』には見られないものであり、それだけでも『博物志』の新たな佚文であること、しかも唐代中期に存した『博物志』の佚文であることが證されるのであるが、さらに、宋代の曾慥『類說』卷二十三にみえる『博物志』の「黄帝諸臣」の條と比べることによつて、より原書に近いテキストに近づけることが可能となる。傍線部は、『法華玄義外勘鈔』の指摘した七人に一致する人物を示している。

祝融造市、高辛臣也。蚩尤造兵、炎帝臣也。揮造弧、牟■（一字缺字だが夷を補うのが妥當である）造矢、倉頡造書、容成造曆、伶倫造律、隸首造數、皆黃帝臣也。儀狄造酒、禹時人。綿駒善歌、齊人。

祝融は市を造った。高辛（帝嚳）の臣である。蚩尤は兵を造った。炎帝（神農）の臣である。揮は弧を造り、牟夷は矢を造り、倉頡は書を造り、容成は曆を造り、伶倫は音律を造り、隸首は數を造った、皆な黃帝の臣下である。儀狄は酒を造った。禹（夏后）の時の人である。綿駒は歌にたくみであった。⁽¹⁵⁾ 齊の人である。

」れを前節でみた『法華玄義釋籤』・『法華玄義外勘鈔』に引く『博物志』の文と重ね、帝王⁽¹⁶⁾とに並べかえて、『類説』に引く『博物志』にのみ見える故事をゴシックで示し、『類説』の文と重複する故事を傍線で示すと、以下のようになる。

博物誌⁽¹⁷⁾云、伏羲造八卦。神農造五穀、蚩尤造兵、炎帝臣也。祝融造市、高辛臣也。黃帝造冠冕、貨狄造舟、維父造臼、揮造弧、牟夷造矢、倉頡造書、容成造曆、伶倫造律、歧伯造醫、隸⁽¹⁸⁾（正）首造數、皇陶造獄、稽仲造車、伯益造井、蒙恬造筆、蔡倫造紙。儀狄造酒、禹時人。綿駒善歌、齊人。

」のようみると、兩者の重複が少ないことに氣付く。また、原本『博物志』では、中國古來の事物の創始者を、三皇五帝から説き起⁽¹⁹⁾して春秋戰國に至るまで、網羅的に列舉されていたと推測できる。おそらく原本にあつた事物の創始者に關する故事は、これよりもさらに長文であったに違いない。

」のままで、『法華玄義釋籤』・『法華玄義外勘鈔』・『類説』の三書に引用された『博物志』の黃帝の佐官について検討してきた。以上をまとめて、さらに智顗『法華玄義』に見える四名を加えたものが、次の表である。

【表】

類說	法華玄義外勘鈔	法華玄義釋籤	法華玄義				
			○	結綱	伏犧		
	○		○	造車	醜仲		
		○	○	造舟	貨狄		
○	○		○	造字	蒼頡		
○	○	○		造曆	容成		
○	○	○		造數	隸首		
	○			占候	鬼曳區		
	○			甲子	大橈		
○	○			音律	伶倫		
		○		造臼	維父		
		○		造醫	岐伯		
○				造弧	揮		
○				造矢	牟夷		

右表から知られるのは、黃帝の佐官と考えられた人物の集體は、それほど統一性を持つていなかつた、という點であろう（もちろん『法華玄義』の段階では四例を挙げたことに黃帝の佐官との直接の結びつきはない）。「類説」の「黃帝諸臣」條では、黃帝の佐官として六名が挙げられてゐるが、そのうち、『法華玄義釋籤』・『法華玄義外勘鈔』の二書と完全に一致するのは、曆を作つたとされる容成と數を作つたとされる隸首の二名のみだ。どうやら、黃帝の佐官が具體的に誰を指すのかという問題は、諸説が並行的に存在していたものと考えられる。ただ、『外勘鈔』の撰者が「〔釋籤〕の注の中に」「無文有義（文が無くとも意味するものは有る）」と述べたところの蒼頡については、確かにこのように『博物志』原書にその文が存していたことが知られたのであつた。

ところで、湛然の三書には、『止觀輔行傳弘決』に六條、『法華玄義釋籤』に一條（本條である）、『博物志』からの引用が見られる。宋代の『三才圖會』では、著者である從義獨白の引用はなく、有嚴の書では『止觀輔行傳弘決助覽』に一例、『玄籤檢脩』にも一例が見つかるけれども、決して多いとは言えない。日本の外典鈔でも、『弘決外典鈔』の具平親王の自注に二例の引用があるが、残りの撰者不詳の二書においては、撰者の自注としては見つけることが出来ない。

外典の引用が多いと言われる天台の諸書の中で、『博物志』の出現数は決して多いとはいえない。しかし、本章に述べてきたように、六朝期や唐代初期の雑傳書や雑家の書といった、現在は輯佚された状態でしか見ることの出来ない文献の研究においては、佛教文献がもつ價値は、いまだ見過せないものがあると言えるだろう。

三・天台諸書に見える佛教優位の顯示

天台の諸文獻に見える外典の引用は、いかなる意味を持つのか。本章では、これまで見てきた『博物志』の引用條が、天台の思想を、ひいては佛教の他宗教に対する優位性を、より多くの人々に効果的に説明する役割を與えられている、という點を明らかにする。

前章でみたように、黃帝を中心とするヒエラルキー（あるいは主従關係）は、蒼頡や隸首などの諸臣を配下とすることで成立していた。中國の在來の信仰形態では、黃帝はそのトップに置かれる存在であつたし、『博物志』はそのように解釋していたとみて間違いないだろう。それが、どのように天台の思想に取り込まれていくのか。まずは佛教色の強い志怪書に見える一つの説話を手がかりに、考えてみたい。

三一・志怪にみる佛教優位性の浸透

志怪には、佛教色の強い物語が多數存在する。『宣驗記』や『冥祥記』、『冥報記』などの書は、僧侶、佛像、寺院そのものを對象として應驗を示し因縁を説くもので、これらの怪異・瑞祥の記録からは、當時における佛教のさまざまな形での浸透をうかがうことが出来る。そのなかでも、佛教が中國固有の觀念に侵入してきた初期の例として人口に膾炙しているものは、「趙泰の地獄巡り」譚ではないだろうか。

これは宋の劉義慶『幽明錄』と齊の王琰『冥祥記』とともに見える話である。一度死んだはずの趙泰が、蘇生後に、見てきた地獄の様子を逐一語るという體裁をとる。時は『幽明錄』では宋明帝の泰始五年（四六九）に作り、編者劉義慶（四〇三～四四四）の死後に設定されていて、辻褷が合わない。一方、『冥祥記』では西晉武帝の泰始五年（二六九）とし、『幽明錄』の設定から實に二百年を越した時代のことだとされる。いずれが正しいか、現時點で判断することはもはや不可能であろうし、その必要性も無かる。ただ、西晉初期にこれだけの内容が語られたとは考えにくく（志怪のさきがけともいえる干寶『搜神記』は東晉時期のものである）、また、後發の『冥祥記』が、説話の時代設定を同じ「泰始」の元號ゆえに故意に遡らせて、佛教流入時期をより古い時代に置こうとしたとも考えられるために、今ひとまず、『幽明錄』の時代設定に則ることとし、劉宋の頃までに、この話形として説話が完成したものと假定しておくこととしよう。

この「趙泰の地獄巡り」譚は、また、それまで死後の世界の主宰者であった泰山府君が、佛教的ヒエラルキーに組み込まれる過程を示し、その

神としての位階降格譚という側面でも、象徴的なものといえる。以下にそのくだりを示そう。

『太平廣記』卷一〇九 報應（出幽冥錄）

（泰はある世で水官都督となり、地獄をよく知るべく、地獄を馬で巡ることとなつた。泰は吏とともに）とある門に行き着いた。それは開光大舍といい、三重の黒門があり、それはみな白い壁、赤い柱で作られていた。（佛法を奉じていた家の死者）三人（とともに）その門に入ると、大きな御殿が見え、珍寶は陽の光に耀いていた。御殿の前には二匹の獅子が並んで伏臥し、金玉で出来た座椅子を背負つていて、それは「獅子の座」と名づけるとのこと。そこには、身の丈は一丈あまり、みめかたちは黄金色、項のあたりは光背を負つた大人が安座しているのが見えた。數多の僧達が列侍し、四隅には真人菩薩が座つていた。すると泰山府君がやつて来て、禮をするのが見えた。泰が吏に、あの大人は誰かと尋ねたところ、吏が答えて、「佛さまです。すべての世界の衆生を救うお方です」と言った。⁽¹⁾

右は『幽明錄』の文である。『冥祥記』では、後半部分が次のように描かれている。

『太平廣記』卷三七七 再生（出冥祥記）

泰山府君がやつてきて、恭しく禮をした。趙泰は（一神人を見て）「あの方はどんな方ですか。泰山府君がうやうやしく禮をしておりますが」とたずねると、吏は答えるに「世尊と呼ばれるお方です。人々を救う師であるお方です」と。⁽²⁾

（）に見える恭敬な泰山府君は、すでに「佛」・「世尊」を頂點とする段階的な佛教の位階構造の内に取り込まれ、冥界の支配者としての姿を失つている。志怪においても、少なくとも劉宋の頃には、佛教思想が在來の信仰へ浸入していく過程を、はつきりと見て取ることができるのである。

もちろん、志怪には、その初期作品『搜神記』から、すでに「道人」と呼ばれる佛教僧と思しき人物が、わずかながら登場している。⁽³⁾ただ、それは、話の主題には關わってこない上、怪異・靈験をもたらすための布石として役割を與えられているにすぎない。しかも、『搜神記』に「道人」が登場する條は、悉く『幽明錄』との重複が確認できるため、必ずしも原本『搜神記』に存在した條であることが證しきれないものばかりなの

だ。やはり、「僧」「沙門」「道人」と呼ばれる人物が活き活きと語られ始めるのは、『幽明錄』の登場を待たねばならない。

『幽明錄』のこの趙泰の條は、祟り神になった廟神を沙門が誦經度脱する話（歴代筆記小説本『幽明錄』卷五所收）や、死んだはずの孫稚が生前の如く家にやつてきて、外祖父が泰山府君になつたと告げる話（『法苑珠林』卷九一引『冥祥記』）などと共に、佛教の在來信仰に對する優位性を示そうとする、初期段階の説話であると認められるだろう。

三一一・智顥の在來信仰の取込みと利用

上節に示したような、在來の信仰や聖人を佛教世界の中に取り込み、それらが佛の教えに矛盾せずに存在すると認める手法は、單に在來の事物を批判し排斥して、佛教信仰がより正統性を有するのだと聲高に主張する方法⁽¹⁾と比べると、佛教的ヒエラルキーの一位階に安置することによつて、それらの信仰や人物が滔々とした悠久の流れの中の一つにすぎないと明示できる點において、穏やかでありながらも有效な布教の手段となる。このような方法は、『隋書』經籍志の史部雜傳類や子部雜家類に收められた佛教系志怪書に限つて見えるものではなく、内典、すなわち佛教文獻そのものにおいても採用された。二章にてすでに言及した『博物志』の引用は、實はこの意圖をもつて湛然が注に採用したものだと思われるのである。

『博物志』などに見られる事物の創始者の故事について、上述してきた諸書以外に、湛然が意識を向けていたものがある。天台三大部の一つである、智顥述『妙法蓮華經文句』に見える、菩薩がすべての事物の創出者であると記される箇所である。

『妙法蓮華經文句』卷十
釋觀世音菩薩普門品 大正藏卷三四 一四五〇

一切世間及出世間所有事業、皆菩薩所爲。鑿井造舟、神農膏藥、雲陰日照、利益衆生。

俗世及びそれを超越した境地（すべての世）にあるすべての事業は、みな菩薩が作り出したものである。（その例である）井を穿ち舟を作ることと、神農が藥草を見つけることなどは、まるで雲が蔭り日が照るかの如くにあまねく、衆生に恵みを與えたのであつた。

『妙法蓮華經文句』に注釋を施した湛然は、智顥がこの部分の先行經典としておそらく『華嚴經』（佛駄跋陀羅譯）の偈文を念頭に置いていた、

と推定した。⁽²⁾『華嚴經』では次のように描かれている。

『大方廣佛華嚴經』（六十卷本）卷六 賢首菩薩品 大正藏卷九 四三五〇

若見世界始成立、衆生未知資生法。是時菩薩爲工匠、爲之示現種種業。

世界の始めて成立した時には、衆生はまだ働くすべを知らなかつた。この時に菩薩は工匠となつて、彼らのためにさまざまな事業を示したのだ。

ちなみに實叉難陀譯『華嚴經』（八十卷本）卷一四（七五〇）では、上の第一句が「衆生未有資身具」に作られている。『華嚴經』に見える、工匠となつた菩薩の姿は、井戸を鑿ち舟を造り、神農が薬草を味見するといった事業として、有機的に繋がりを持たれているのである。中國古代の創始者に比定するならば、はじめて井戸を鑿つたのは黃帝（『周書』に記載あり）、あるいは伯益（『世本』に記載あり）、舟を創造したのは貨狄（單に「狄」と記されることもある）であつて、炎帝神農氏は毒草の服しすぎが原因で死んだとされる本草學の祖であることは贅言を要すまでもないだろう。このように菩薩はありとあらゆる姿に變化して、衆生に恵みを與えるべく行動する、と解釋されたのである。さうに、同様の意圖をもつて述べたものと思われたのは、以下の『法華玄義』卷七下の文である。

智顗『妙法蓮華經玄義』卷七下 大正藏卷三三 七七一〇

次釋蓮華者爲四意、一定法譬、二引舊釋、三出經論、四正解釋。定法譬者、權實難顯、借喻蓮華、譬於妙法。…（中略）…
劫初萬物無名。聖人觀理準則作名。如蜘蛛引絲、倣之結網。蓬飛獨運、依而造車。浮槎汎流而立舟、鳥跡成文而寫字。皆法理而制事耳。

次に、蓮華を解釋するに四つの方法がある。一つめは法譬を定める、二つめは舊來の解釋を引用する、三つめは他の經論から典據をもつてくる、四つめは解釋をたどる、である。一つめの法譬を定めるとは、「權」と「實」がはつきりとしない場合に、ものに借りて蓮華を喻え、妙法を譬えることだ。…（中略）…

この世の初め、萬物には名前が無かつた。聖人は法則にしたがつて名を付けた。例えば、クモが絲を吐くのに倣つて網を作り、蓬飛がひとり轉々とすることから車を作り、いかだが漂い流れるところから舟を作り、鳥の足跡が彩をなしていたことから字を作ったように、すべ

て道理にのつとつて物事を定めたのだ。

ここで智顕が四例を擧げる「聖人」のなしたわざというのは、いわゆる中國古來の傳説上の人人物が成し遂げた事績であること、湛然の注釋を見てきた我々にはすでに明らかである。これらの列舉は、「法華」を解釋するための「法譬」として、つまり權（假）の教えと實の教えとが明瞭で無い場合に、事がらの意味を比較しより分かり易く表わすための例えとして示されたものである。言い換れば方便として比喩を用いる、という」とだ。「法華」という微妙な概念を説明するために、ここでは、およそ聞き手に共通に認識されうる中國古來の「聖人」像を想起させつつ、それらの聖人が「理に法り事を制す」さまが、佛の教えに合致して違わないものである、と分かり易く述べたのであつた。

」のような權と實のあり方について、智顕は次のように認識している。

『妙法蓮華經玄義』卷七上 大正藏三三 七六三a

但菩薩已得實慧、亦得權意。不以實濫權、亦不謂權是實。但爲弘實、而衆生不信、須爲實施權、以淺助深、無虛妄也。此則雙用權實而弘經也。

ただし菩薩は眞實の悟りを得てゐるので、假の方便を使ひ得るのだ。眞實によつて方便をみだりに使用することもなく、また方便が眞實であるとみなすこともない。ただ眞實を弘めんとするが、衆生がそれを信じないので、眞實のために方便（假の教え）を實施して、淺薄な理解から深い理解へと導く助けとするのであつて、虚妄なのではない。これはつまり、假の教えと眞實の教えとを二つながら用いる」とで、佛の教えを弘めんとするものである。

「權」＝假の教えとしてのその述べ方が、違和感なく受け入れられるのは、『妙法蓮華經』に見える、衆生をあまねく救うために相手によつて三十三の姿に身を變えたという觀世音菩薩（觀世音菩薩普門品第二十五）の存在があるからであろう。そして觀世音菩薩の變化の一例として上記の創始者が想定されている、と読みとれるからである。

」で重要なのは、『妙法蓮華經文句』にいふ「菩薩」の爲したわざにしろ、『妙法蓮華經玄義』にいふ「聖人」の爲したわざにしろ、在來の思想が、矛盾なく佛の教えに沿うものであるとみなされたことである。そして、」のように述べることによつて、中國歴代のものの創始者たちは、

その聖性を認められながらも、そつと佛の下の位階に安置されたのであった。

三一三・湛然の注釋による具體的裏付け

智顗の教えに沿う形で、湛然はさらなる注釋を加えた。すでに一章に述べてきたように、『博物志』から引用して、智顗の擧げた事物の創始者を一つずつ特定していくのである。その上で、智顗が『華嚴經』を念頭に置いて、そこに登場する菩薩と「聖人」を相關させたように、觀世音菩薩が實際の三十三身としては見せなかつたところの「工匠」（『華嚴經』）の姿が、確かに『博物志』に現出しているではないか、と鮮やかに證明してみせたのだ。

右記の『妙法蓮華經文句』卷十の文の注釋としては、同様の趣旨が記された『法華玄義』の注『法華玄義釋籤』のほうに注を施した、と湛然は『法華文句記』にて述べている。⁽¹⁾ その該當部分である『法華玄義釋籤』卷十五では、次のような解釋がなされている。二章（九九頁）と重複するが、もう一度本文を示そう。

〔法華玄義釋籤〕 卷十五 大正藏卷三三 九二六b

譬中云、蛛羅引絲、倣之結網。博物誌云、伏羲造八卦、神農造五穀、貨狄造舟_{黃帝也}、維父造臼_{黃帝也}、蚩尤造兵_{時火帝}、黃帝造冠冕、容成造曆_{黃帝也}、岐伯造醫_{黃帝也}、正首造數_{黃帝也}、臯陶造獄_{舜時}、稽仲造車、伯益造井、蒙恬造筆、蔡倫造紙。_{古人所造皆法理而立。}

智顗が示した四つの例を敷衍する形で、湛然は、事物の創始者を端的に羅列した『博物志』の條を引用し、「古人所造、皆法理而立（古の人の造り上げたものは、すべて道理にのつとつて打ちたてられている）」と自らの確信を記した。湛然のこの注釋には、中國固有の聖人と菩薩との關係を彼自身がどのように捉えていたのか、明確に分かるような言及はされていない。とはいって、「古人」という語を智顗のいう「聖人」に準ずる形で用いることから推せば、あるいはまた『華嚴經』を引用して、「工匠」となつた菩薩の爲したわざの一つ一つの發現形としてこれら中國古來の事物の創始者を捉えていることから推せば、（）で「菩薩」「古人」「聖人」「工匠」の四者が同じカテゴリーに屬するものとして認識されていると讀むのは、それほど難しいことではない。

『博物志』のこの條は、本來、中國固有の諸神や事物の創始者を列舉したものであった。しかし結果的にではあるが、湛然はこの條を用いることで、『妙法蓮華經文句』卷十にいう「一切の世間及び出世間の所有事業」、『華嚴經』卷六にいう「種々の業」の發現形として、菩薩が創出したものの一端を、より具體的に裏づけし敷衍してみせたのであった。この『博物志』の引用方法は、中國在來の事物を相反しないかたちで佛教世界に取り込みながら、しかも佛教の優位性を彰かにする、非常に有效な外典利用の姿を示していると言えるのではないだろうか。

おわりに

佛教が中華の地に流入してより隆盛となつた六朝時代以降、佛教が當時の文化や思想にいかに受容され影響を与えたのかという問題は、長年に渡つて研究され豊富な蓄積を有し、その影響力の大きさを我々に傳えている。しかしその反対に、佛教文献の中に読み込まれ取り込まれた中國固有の思想や文化については、「外典」つまり外の典籍と認識されてきたためなのか、それほど議論の俎上に載せられてこなかつたようである。⁽²²⁾ 中國文學や思想からのアプローチも多くはない。佚文蒐集目的で取り上げられることはあつても、そこに見られる中國固有の思想や文化がどのように佛典に受容され影響を与えたのか、その全體像はまだ明らかにしきれていないのではないか。

本稿はその點を解明しようとする小さな一步にすぎない。中國において、佛教は佛教だけの思想で存在してきたわけではなく、儒教や道教はその教えのみを固守してきたわけではないこと言を俟つまでもない。當然、より俗な信仰や文化もまた、これらの影響の下に多くの變遷を辿つてきた。そういうものが佛教にもたらした影響を、さらに一層明らかにしたいと願うものである。

注

- (1) 湛然の傳は、『宋高僧傳』卷六義解篇。『舊唐書』『新唐書』にはその名は見えない。
- (2) 『止觀輔行傳弘決』十卷は、大正新修大藏經卷四六に所收。
- (3) 『弘決外典鈔』自序
去年有一僧、相語曰、「我宗法文、多引外典、就中弘決輔行記太爲繁碎。後來末學、不必兼習、況轉寫之間、點畫多誤。披讀之處、文義易迷。羨勘本書、以決疑滯。」余、自知不才、再三辭謝、然而苦請不休、難得默止。今直鈔外典之文、引本書而注之、其未決者缺而不論。撰爲四軸、號弘決外典鈔。

(以下は後略部分) 筆削甫就、欲聞臧否、先寫一本、敬贈多武等賀公。庶世世與公結因縁、猶今章安與妙樂焉。于時正曆二年一月廿九日也。

(4) 『止觀輔行傳弘決』卷四之四(大正藏卷四六二七四)

「竈墮」等者。竈、余乳切。郭注「爾雅」云、「勞苦多墮曰竈。亦懶也」。如人懶故不能自勵如瓜瓠在穴、故字從穴下兩瓜。又云、「懶恆在曰竈」。『博物誌』云、「皇甫謐問青牛士說養生法云、人欲常勞、食欲常少。勞無過極、少不至虛。去肥膩、節酸鹹。」俗養生法尙令自勞、豈志道者過食懈怠、非唯失利而已、亦乃增病損生。

(5) 『摩訶止觀』卷四第四調五事に引く『尼捷經』(大正藏卷四六四七)

噉食太過、體難迴動、竈惰懈怠、所食難消、失二世利、睡眠自受苦、迷悶難醒寤。

大口でガツガツと食べ過ぎると、體は動き回りにくくなり、ダラダラと怠惰になり、食べたものは消化しづらくなるばかりか、現世來世の利益を失い、眠つた状態のままで苦しみ、迷い懶んでスッキリすることがない。

※『尼捷經』本文は『大薩遮尼乾子所說經』卷五問罪過品第七(大正藏卷九三四一)に見える。

(6) 『弘決外典鈔』西東書房一九二八・一

(7) 尾崎康「弘決外典鈔引書考並索引」『斯道文庫論集3』一九六四の索引に據る。

(8) 『宋高僧傳』卷六 義解篇

釋湛然、俗姓戚氏。世居晉陵之荆溪、則常州人也。……家本儒墨、彼獨有遺俗之志、童弁逸焉異於常倫。

(9) 『宋高僧傳』卷六 義解篇

卽文字以達觀、導語默以還源。乃祖述所傳章句、凡十數萬言。

(10) 『廣弘明集』卷三 阮孝緒七錄序に續く『七錄目錄』記傳錄に「鬼神部二十九種、三十四帙、二百五卷。」と記される。

(11) 宋從義『法華三大部補注』卷三(正續藏卷二八一七四)以下

(12) 『玄義外勘鈔』の撰者が、黃帝の佐官七名をこれらの人物に比定するのは、おそらく唐の法琳『弁正論』卷一に引く鄭玄『六藝論』が念頭にあるであろう」とを付記しておく。

法琳『弁正論』卷一(大正藏卷五一四九〇)

六藝論云、黃希佐官有七人。蒼頡造書字、大撓造甲子、隸首造算數、容成造曆、岐伯造醫方、鬼申區造占候、奚仲造車作律管、興蟬壇禮也。

(13) 『四庫提要』卷一四二、子部小說家類・博物志

……則併非宋人所見之本。或原書散佚、好事者掇取諸書所引博物志、而雜採他小說以足之。

(14) 張華撰『范寧校證』『博物志校證』中華書局一九八〇

ただし、その十八ページでは、湛然の『輔行記』(止觀輔行搜要記)卷一に引用された條を注に用いている。だが、湛然のほかの書に引用された『博物志』には全く言及はなされていない。

(15) ■、もと字を缺くが、「夷」字を補うのが妥當である。范寧校證本に記載あり。また『山海經』海內經卷一三には般という人物が始めて弓矢を作ったとあり、郭璞注に「世本云、『牟夷作矢、揮作弓』。弓矢一器、作者兩人、於義有疑、此言般之作是。」とある。

(16) 『太平廣記』卷一〇九 報應——出幽冥錄

往詣一門。云開光大舍、有三重黑門、皆白壁赤柱。此三人卽入門、見大殿、珍寶耀日。堂前有二獅子併伏、負一金玉牀、云名獅子之座。見一大人、身可長丈餘、姿顏金色、項有日光、坐此牀上。沙門立侍甚衆。四坐名真人菩薩。見泰山府君來作禮。泰問吏何人。吏曰、此名佛、天上天下度人之師。

(17) 『太子廣記』卷三七七 再生 一 出冥祥記

見府君來、恭敬作禮。泰問此是何人、府君致敬。吏曰、號名世尊、度人之師。

(18) 『搜神記』卷四 (汪紹樞校注本)

（川の神である河伯と結婚した娘が、四日目に家に歸ることを許された際に、河伯が）復云、「十年當相迎。」此人歸家、遂不肯別婚、辭親、出家作道人。

(19) 例えば、唐の廢佛論者である傅奕と僧との道佛優劣論争などにおける佛教側の主張。

(20) 漢然『法華文句記』卷十五 繹普門品 (大正藏三四 三五六b)

鑿井等者、如華嚴云、若有世界初成時、衆生所須資生具。菩薩爾時爲工匠、終不造作殺生器。

(21) 同注十九

初略如釋籙中、初釋爾時注其四者。

(22) もちろん皆無ではない。例えば、晉代の佛教に利用された外典を考察したものには、春日禮智「晉代佛教の外典資料について」『南都佛教』三四 一九七五があり、我が國の僧の漢籍受容については、それほど多くはないが論考がある。大谷哲夫「道元禪師における引用外典の基礎的研究 - 1 - 「正法眼藏・涉典續貂」を中心にして」『宗學研究』一三 一九七一 以後3まで繼續。納富常天「東國佛教における外典の研究と受容 - 1 - 『金澤文庫研究』二二 (三) 一九七五以後3まで繼續。